

定額給付金の給付をよそおった「振込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください

一部の都道府県では、定額給付金の給付をかたった不振な電話があったという相談が、警察や市町村に寄せられています。

この定額給付金については、具体的な給付の方法などが決まっておらず、町民の皆様にも口座番号の照会や給付する段階ではありません。

具体的な給付の方法などが決まり次第、広報いたします。

ご自宅や職場などに役場や県、総務省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、住民課 ☎ 68-3115 または、最寄の警察署（または警察相談電話 #9110）に連絡ください。

役場や県、総務省などが、『定額給付金』に関しまして、

- ① ATM（銀行、コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。またATMを自分で操作して、他人からお金を振込んでもらうことは絶対にできません。
- ② 定額給付金の給付のために手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
- ③ 現時点では、住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの情報を照会することは絶対にありません。

住民登録は正しく行われていますか？



必ず住民登録を

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載され、国民健康保険や国民年金、児童手当など行政サービスの基礎となっています。引越などにより住所を移した方は、住民登録の届出を行ってください。また、現住所で住民登録をしていない方や登録を抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。

住民基本台帳の閲覧等の制限

DV被害者等の方については、警察署等に相談を行った上で、役場に支援措置を申し出ること、加害者である配偶者等による住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。

転出先で住民登録を行ったとしても、役場に支援措置を申し出れば、転出先の住所等が加害者である配偶者等に明らかになることはありません。

問合せ先

住民課 ☎ 68-3115

定額給付金の給付対象となるのは、基準日において、住民基本台帳に記録されている者となる見込みです。そのため住民登録が正しくされていない場合は、支給されない可能性がありますので正しい住民登録を行ってください。